

奨学のための給付金手続きについて

令和7年度東京都国公立高等学校等「奨学のための給付金」制度
「奨学のための給付金」とは、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、教科外活動費等）の負担を軽減するために、返済不要の給付金（定額）が保護者の口座に振り込まれる制度です。

【制度の対象となる方】

令和7年度7月1日（基準日）時点で、次の要件を満たしている保護者等

- (1) 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する国公立高校生等がいること。
- (2) 保護者等が東京都内に住所を有していること。
- (3) 生活保護世帯又は非課税世帯（令和6年1月～12月の収入で判断）

※家計急変により、収入が激減し、保護者等全員が非課税相当と見込まれる場合は別途手続きが必要です。

制度の対象に該当するご家庭につきましては、お手続きをお願いいたします。

詳細は、[東京都国公立高等学校等奨学のための給付金事業のお知らせ | 東京都教育委員会ホームページ \(tokyo.lg.jp\)](http://tokyo.lg.jp)

以下チラシをご確認ください。

チラシ(令和7年7月版)

【申請方法】

都立高等学校オンライン申請受付システムでの受給申請

【必要書類】

※ 申請者全員

- ・ 支払金口座振替依頼書
- ・ 通帳の写し 添付台紙

※参考 支払金口座振替依頼書（記入例）

※ 生活保護（生業扶助）受給世帯

- ・ 生業扶助受給証明書

※ 非課税世帯

- ・ 住民票の写し又は 住民票記載事項証明書

【提出期限】

9月 30 日 (火)

【提出方法】

持参または郵送

【提出先】

経営企画室 学事担当